

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 12 月 24 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	A 重油ボイラから都市ガスボイラへの更新プロジェクト
排出削減事業者名	株式会社アルプス商事
排出削減共同実施事業者名	丸紅株式会社
事業実施場所	株式会社アルプス商事 川口事業所、川口マット事業所 (埼玉県川口市領家 3 丁目 22 番 22 号)
事業の概要	現在使用している A 重油ボイラーを新しい高効率な都市ガスボイラーへ更新することで燃料使用量を削減し、CO ₂ 排出量を削減する。さらに、都市ガスは A 重油よりも単位発熱量あたりの炭素含有量が少ないため、ボイラーの燃料を都市ガスに転換することにより CO ₂ 排出量を削減する。
排出削減量の計画	225 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 953tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	開始予定日 2008 年 12 月 21 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>本排出削減事業が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：埼玉県川口市領家3丁目22番22号株式会社アルプス商事 川口事業所、川口マット事業所（二事業所の住所登録は同じ）</p>
追加性を有すること	<p>1) 本排出削減事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものでもなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを本排出削減事業者への質問等により確認している。</p> <p>2) 本排出削減事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できることを関係者への質問、関連資料の閲覧等により確認している。</p> <p>3) 本排出削減事業の投資回収年数において、川口事業所が 17.7 年、川口マット事業所が 30.1 年であることは、事業者への質問、エネルギーコスト試算値に関して入手した根拠資料、及び検算により確認している。</p> <p>4) 川口事業所及び川口マット事業所の事業内容は外食産業の盛衰により影響を受けている。長引く経済不況による外食産業不振の影響により売上がやや減少している中、投資回収年数の長い設備投資を実行することは難しいと判断される。国内クレジット制度を活用することにより、投資回収期間短縮に寄与することが期待されることから、事業実施の後押しとなったことを質問により確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者及びその他関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認している。</p>
排出削減方法論に基づいて実施されること	<p>1) 本事業は複数の排出削減事業を一つに扱うバンドリングによる排出削減事業であり、バンドリングの要件を満たしていること、即ち、バンドリングの対象となる全ての排出削減事業が、同一の承認排出削減方法論 001「ボイラーの更新」を用い、排出削減事業の承認の要件を満たしており、また承認された排出削減事業に新しく排出削減事業を追加してバンドリングを行うものではないことを確認している。</p>

要件	審査手続き
	<p>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</p> <p>適用条件 1 については、既存のボイラーよりも高効率のボイラーに更新することを関係者への質問、排出削減事業計画記載内容の確認、設備仕様書（既存設備・新設設備）の閲覧、設備銘版（新設設備）の確認、既存設備保守点検チェックリスト記載内容の確認、既存設備実際のボイラー効率の試算等により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、既存ボイラーの使用年数が法定償却年数の 2 倍を超えておらず、新設ボイラーへの更新を行わなかった場合、既存ボイラーを継続して利用できることを、事業者への質問、関連根拠書類の閲覧等により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、ボイラーを更新した事業者が更新後のボイラーで生産した蒸気を自家消費することを、事業者への質問、事業サイトの現地視察、対象設備の配置状況等により確認している。</p> <p>2) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> <p>3) その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

4. 特記事項

特になし

以上